



生活道路の法定速度が30キロになります！



令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が30km/hに引き下げとなります。法定速度30km/hとなる道路では、速度を守ることが地域の安全につながります。30km/hを意識して、みんなにやさしい安全運転をお願いします！



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活で利用される「中央線がない」比較的狭い道路のことをいいます。

交通安全きらめき大使
仲俣由菜さん



こんな道には
特に気を付けよう！

- ・民家や商店が多い
- ・通学路
- など



こんな場所では？

道路標識又は標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h

見落とさないで！道路作業中の車や作業員！

道路工事・道路作業中の車との事故の多くは、漫然運転や脇見運転が占めています。事故を防ぐため、規制箇所手前の工事規制予告看板等にて工事規制がおこなわれていることを事前に認識し、余裕を持って進行してください。また、規制で片側交互通行となっている時は、前方をしっかりと確認しながら運転しましょう。

1 県内の交通事故発生状況（8月25日現在）

区分	発生件数	死者数	負傷者数
本年	1,136	19	1,289
昨年	1,181	17	1,321

2 交通事故死者の年代別

年代	64歳以下	65歳以上	合計
死者数	5	14	19
構成率(%)	26.3	73.7	100

- 毎月第二・第四水曜日（祝日、年末年始を除く）に新情報をメール配信しています。（申込方法は県警ホームページ参照）
- 二次元コードからSD情報掲載のホームページに直接アクセスできます。→

